

第5回総務文教常任委員会会議録

平成23年9月6日(火)

開 会 午前 9時03分

閉 会 午前10時23分

会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

総務課

平成23年度一般会計補正予算(第3号)の概要について

平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率について

清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

清里町札弦センター条例の廃止について

地域資源活用交流促進施設(札弦センター)整備事業について

定住促進団地整備事業について

生涯教育課

平成23年度一般会計補正予算(生涯教育課所管分)について

消防清里分署

平成23年度消防費補正予算について

2. 次回委員会の開催について

3. その他

出席委員(7名)

委員長	畠 山 英 樹	副委員長	勝 又 武 司
委員	田 中 誠	委員	澤 田 伸 幸
委員	加 藤 健 次	委員	池 下 昇
委員	前 中 康 男	議長	村 尾 富 造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

総務課長	島澤 栄一	総務G主幹	河合 雄司
企画財政G総括主査	熊谷 雄二	企画財政G主査	阿部 真也
生涯教育課長	岸本 幸雄	社会教育G総括主査	本松 昭仁
消防清里分署長	高橋 俊幸	消防清里分署庶務係長	田中 義裕

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 柏木 繁 延
主任 鈴木 由美子

開会の宣告

畠山委員長

第5回総務文教委員会を開催させていただきます。

畠山委員長

最初に1番目、町からの協議・報告事項ということで、総務課から6点出てきてございます。説明をお願いしたいと思います。

総務課長

それでは総務課から記載の6点について、協議報告させていただきたいと思います。最初の1点目の平成23年度一般会計補正予算の概要、それから2点目の平成22年度健全化判断比率及び資金不足比率については、担当の財政総括主査から説明いたします。

企画財政G総括主査

それではまず、平成23年度一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。資料は2ページから4ページとなっております、まず2ページにつきましては、こちら全体の今回の概要を記載しておりますので、後ほど説明させていただきたいと思います。

それでは3ページをお開きください。こちらから主な事業、11事業について今回補正をしてございます。まず、2款総務費・2項総務管理費・5目自治振興費・地上デジタル放送無線共聴施設整備事業、こちらにつきましては、国の無線システム普及支援事業費等補助金を活用し、緑地区の難視聴地区に無線共聴施設を整備し、難視聴の解消を図るものでございます。事業費につきましては、工事請負費等で今回1,794万6千円を計上してございます。なお、かっこ書きの数字につきましては、補正後の事業費全体額を記載しておりまして、今回は説明を省略させていただきます。こちらにつきましては、財源が1,195万6千円、こちらは無線システムの補助金でございます。補助率は3分の2となっております。また、町債640万円につきましては、過疎債を充当してございます。その他の財源280万円につきましては、NHKから助成金が雑入として入って参ります。残り1,129万円が一般財源となっております。こちらは町民課の所管事業となっております。16目行政情報システム管理費・行政基幹システム改修業務委託事業、こちらにつきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律に対応するため、行政基幹システムの改修を行うものでございます。委託料630万円を計上しておりまして、こちらは全額一般財源となっております。またこの事業につきましては、平成23年度に予算措置いたしますが、年度内に事業が完了しないことから、合わせて繰越明許ということで提案をさせていた

だく予定となっております。事業につきましては、町民課の所管となっております。4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費・救急医療体制づくり事業、こちらにつきましては、救急搬送体制の整備を図るため、網走医師会、小清水赤十字病院、斜里国保に救急医療体制づくり事業業務の委託を行うものでございます。事業費は委託料で194万9千円でございます。財源につきましては一般財源でございます。保健福祉課の所管事業となっております。2目予防費・各種予防接種事業、こちらにつきましては、70歳以上の高齢者の方を対象といたしました、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業でございます。委託料として160万円計上してございまして、財源は一般財源でございます。こちら保健福祉課の事業となっております。2項清掃費・1目清掃事業費・清掃センター補修事業、こちらにつきましては、排ガスダクト及び減温空気ダクトについて、腐食等による老朽化が著しいため、ダクト全体の補修を行うものでございます。工事請負費440万5千円を計上してございます。財源は一般財源でございます。こちらは町民課の所管事業となっております。5款農林水産業費・1項農業費・7目農山漁村活性化対策費・農林水産直売・食材提供供給施設整備事業、こちらにつきましては、パパスランドの整備事業でございまして、活性化プロジェクト支援交付金を活用し、農林水産直売・食材提供供給施設の整備を行うものでございます。実施設計委託料、地耐力調査業務委託料合わせまして、1,343万円を予算計上するものでございます。こちらにつきましては、交付金が335万円、町債につきましては過疎債を800万円充当してございます。残り208万円が一般財源となっております。こちらは産業課の所管事業となっております。札弦地域資源活用交流促進施設整備事業、こちらにつきましては札弦センターでございまして、札弦地域資源活用交流促進施設の外構を整備するとともに、施設の開設に向けた備品等の整備を行うものでございます。消耗品から器具購入費まで合わせまして5,150万1千円を計上するものでございます。町債の3,510万円につきましては、過疎債を充当してございます。残り1,640万1千円につきましては一般財源となっております。2項林業費・1目林業振興費・造林推進事業費補助事業、こちらにつきましては、北海道が実施する未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、民有林の森林整備を行うものでございます。造林推進事業費補助で224万5千円を補正するものでございます。なお、道支出金につきましては、新植部分について道から補助金が出ます。60万7千円でございます。残り163万8千円が一般財源となっております。次に4ページをお開きください。6款商工費・1項商工費・2目観光振興費・緑清荘ボイラー取替事業、こちらにつきましては、平成5年に増改築した際に導入しましたボイラーが修理困難ということで、取替工事を行うものでございます。補正額は483万円で、財源は一般財源となっております。8款消防費・1項消防費・1目消防費・札弦消防施設整備事業、こちらにつきましては、建設から40年経過しました札弦消防施設について整備を行うものでございます。施設の建設工事及び解体工事、外構工事合わせまして3,370万円計上するものでございます。その内1,970万円につきましては、車庫の分といたしまして過疎債の充当をしてございます。残り1,400万円が一般財源となっております。斜里地区消防組合清里分署の所管事業となっております。9款教育費・5項保健体育費・4目札弦トレーニングセンター費・札弦トレーニングセンター駐車場改修事業、こちらにつきましては、亀裂等が入りまして機能低下が著しい札弦トレーニングセンター駐車場について改修を行うものでございます。工事請負費350万円を計上いたします。一般財源が総額350万円となっております。こちらは生涯教育課の事業となっております。

それでは資料の2ページにお戻りください。こちらには全体事業費概要を載せてございます。

まず歳出からご説明いたしますが、時間の関係もございますので、補正額を中心に説明させていただきます。総務費2,495万1千円の補正につきましては、基金の積立が7万円、こちらは東大陸上部OBの方々からいただいておりますふるさと寄付金を今回計上してございます。3名の方から7万円をいただいております。また、地上デジタル放送無線共聴施設事業に1,794万6千円、交通安全指導員制服購入事業は女性1名が代わられるので13万5千円を計上してございます。行政基幹システム改修業務委託事業、先ほど申し上げました630万円、また、さくらの山整備事業といたしまして、今回、来年度以降の植樹祭に用いるさくらの山の整備に50万円を計上してございます。総務費の補正額が2,495万1千円でございます。続きまして民生費でございますが、障害者自立支援事業162万1千円でございますが、障害者自立支援事業の平成22年度分の事業が完了したことに伴います、過年度還付金の精算でございます。また介護保険事業特別会計の繰出金に9万8千円の増額、また、新たに子育て支援センターのブック事業といたしまして、9万5千円を計上させていただきます。民生費の合計額は181万4千円でございます。続きまして衛生費でございますが、先ほどご説明いたしました救急医療体制づくり事業に194万9千円、高齢者予防接種事業に160万円、また、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、繰越金が精算となったことから87万円の繰出を減額するものでございます。また真空温水器修繕事業73万5千円、清掃センター補修事業に440万5千円、合わせまして衛生費の合計は781万9千円の増額となっております。続きまして農林水産業費でございますが、農林水産直売・提供供給施設整備事業に1,343万円、また札弦地域資源活用交流促進施設整備事業に5,150万1千円、造林推進事業費補助に224万5千円、合わせまして6,717万6千円の増額でございます。商工費につきましては、緑清荘のポンプ修繕事業に152万3千円、また、先ほどご説明しましたボイラー取替事業に483万円、合わせまして635万3千円の補正額となっております。消防費につきましては、先ほど申し上げました札弦施設の整備と、今回消防団員の方々の共済費も増額となっております。その分も合わせまして負担金といたしまして3,579万9千円を増額するものでございます。教育費につきましては、トレーニングセンター駐車場改修事業に350万円を計上してございます。歳出の合計でございますが、現計予算額43億5,772万3千円に対しまして、今回の補正額の合計が1億4,741万2千円、補正後予算額が45億513万5千円となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。まず国庫支出金でございますが、無線の補助金1,195万6千円、それと活性化プロジェクト交付金335万円を合わせました1,530万6千円。そして道支出金につきましては、先ほどの民有林に関わる分の補助金といたしまして60万7千円。諸収入でございますが、雑入が284万7千円、寄附金がふるさと寄附金でいただきました7万円でございます。町債につきましては、地デジの事業債190万円、プロジェクト支援事業債4,310万円、また消防の施設の方で1,970万円、合わせまして6,470万円でございます。また今回、不足分の一般財源6,388万2千円につきましては、地方交付税を充当して参りたいと考えてございます。歳入の合計でございますが、現計予算額43億5,772万3千円、補正額1億4,741万2千円、補正後予算額を45億513万5千円とするものでございます。以上が、今回提案させていただきます一般会計補正予算(第3号)の概要でございます。

続きまして、健全化判断比率の状況についてご説明いたします。資料は5ページになります。平成19年度の決算から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定、並びに第22条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付することが必要となりました、健全

化判断比率及び資金不足比率の状況についてでございますが、こちらにつきましては、現在監査委員の審査に付している状況でございます。健全化判断比率につきましては、4つの指標によりまして、地方公共団体の財政状況を判断するものでございます。この横の表の見方につきましては、まず1番上の表が健全化判断比率の表でございます、こちらが清里町の数値が入っております。左から4つ目から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率になってございます。まず、実質赤字比率でございますが、これにつきましては、一般会計の実質赤字額を標準財政規模で割った比率を指しております。この表にありますように、清里町の表のところには数字が入ってございませんが、これは赤字額が無いので数字が入ってございません。また、連結実質赤字比率につきましては、こちらにも数字が入っておりませんが、一般会計から公営企業会計まで全て合わせた会計が赤字である場合に数字が入ってきますが、こちらについても連結しても赤字が生じていないということで、数字は入ってございません。なお、参考までに表の2段目に早期健全化基準、また財政再生基準とありますが、早期健全化基準が黄色信号、財政再生基準が赤信号と言われております。実質赤字比率で申し上げますと15パーセントから黄色信号、20パーセントから赤信号となっております。また連結実質赤字比率についても同じように20パーセントが黄色信号、35パーセントが財政再生基準の赤信号となっております。続きまして、実質公債費比率でございます。こちらは実質公債費比率13.9となっておりますが、平成18年度に地方債が許可制度から協議制に移行した際に導入された財政指標でございます。公債費による財政負担の程度を表す指標でありまして、起債制限比率では反映されない、例えば公営企業の会計の公債費も含んで、町全体の公債費による財政負担を表してございます。13.9ということで、こちらにつきましては表の4段目に21年度の数字がございまして、15.1から13.9になってございますように、1.2ポイント減少してございます。なお、早期健全化基準の黄色信号につきましては25パーセント、また赤信号でございます財政再生基準が35パーセントとなっております。最後に将来負担比率でございますが、こちらにつきましては、地方債残高から積立金などの基金残高を控除しまして、純債務残高を標準財政規模で割った比率を言います。表にありますように、清里町の将来負担比率は38.3パーセントでございまして、21年度の67.8パーセントと比較いたしますと、29.5ポイント減少してございます。早期健全化基準につきましては、350パーセント以上が黄色信号となっております。続きまして、資金不足比率につきましては、これは表の3番目の行になります。公営企業の簡易水道事業特別会計、それと農業集落排水事業特別会計、こちらにつきましても、歳入から歳出を引きました赤字額は生じてございませんので、資金不足は出ていないということで数字は入ってございません。こちらにつきましても経営健全化基準20パーセントとなっております、それぞれこれを超えると経営健全化基準計画を策定しなければなりません。今、ご説明しましたように、本町におきましては、健全化を判断するための4つの指標、それと公営企業の健全化を判断するための資金不足比率は、それぞれ基準以内の数値となっております、早期健全化計画を策定する必要がないということでございます。また、参考までに健全化判断比率が1つでも早期健全化基準以上になってしまいますと、早期健全化基準段階になり、議会の議決が必要となる財政健全化計画を策定し、外部監査の要求が義務付けられます。また、実施状況を毎年の議会に報告して公表し、早期健全化が著しく困難と認められる場合は、北海道知事からの勧告が行われるようになります。また、健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生段階となりまして、議会の議決が必要となる財政再生計画を策定し、外部監査要求がこちらにも義務付けられ

ます。また、実施状況の報告、公表に加えまして、こちらは赤信号ということで財政再生計画を総務大臣に協議して、起債を発行する場合は同意を求めることになりまして、財政運営が計画どおり実行しないと認められる場合は予算の変更等がされることになります。清里町におきましては、今のところこちらの方には入らない数値となっております。以上が、平成22年度の健全化判断比率及び資金不足比率の概要でございます。

畠山委員長

の23年度一般会計補正予算、の22年度の健全化判断比率について、説明を受けました。質問のある方は受けたいと思います。

加藤委員

一般会計の補正予算の中の、歳入の雑入の内訳はなんですか。

企画財政G総括主査

雑入につきましては、NHKからの助成金が難視聴の分で280万円、それと合わせまして障害者自立支援事業の方で2万7千円、さらに制服を1名分買うことによります助成金が2万円になりますので、合わせて284万7千円になります。

議長

参考までに2点ほど聞きたいのですが、町債の関係でございますが、今回4本ある訳ですが、全て過疎債ということでございますが、過疎債の裏付け、過疎債の承認というのは、補助事業が無ければ過疎債の適用にならないのか。これが1点。

もう1点が、2ページの町債の地デジのところは190万円になっております。農山漁村のところは4,310万円、消防債が1,970万円。予算の概要を見ますと、農山漁村が直売所と札弦交流施設を足して4,310万です。次のページの消防の1,970万は合っているのですが、1番上の地デジの町債が640万円となっていて、町債の地デジのところでは190万しか出ていないのですが、これは何が違うのか。

企画財政G総括主査

申し訳ございません。補正予算概要の方が地デジの分が間違っております。こちらの地デジの事業債につきましては640万円となっておりますが、190万円の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。活性化プロジェクト支援事業債につきましては、800万円と3,510万円を合わせました4,310万円ということで合っておりますが、地上デジタルの部分が間違っておりましたので、そちらの訂正をお願いしたいと思います。また、過疎債の事業につきましては、町の過疎計画に載っている事業が充当になります。過疎債に乗るためには、事業の区分がございまして、そちらに計上されている事業が過疎債の充当になりまして、詳細につきましては、過疎債の要綱に記載されている事業によるものが充当になりまして、補助、単独の区分けはなく、適債事業なのかどうかということで、過疎債に乗れるか乗れないかが判断されることになっております。

議長

適用されるものはほとんど、過疎債を申請しているという解釈で良いですか。

企画財政G総括主査

過疎債につきましては、非常に有利な起債となっておりますので、適債事業につきましては可能な限り計上を考えております。

加藤委員

過疎債の関係で、昨年10カ年間でしたか、過疎計画の関係の書類と言いますか、それについては清里町の計画したとおりに、ほぼ受理されたということなのですか。去年、議会に出された過疎計画は10カ年だったと思うのですが。

企画財政G総括主査

6カ年の計画を計上させていただきまして、その事業につきましては、例えば当初予定されていなかった事業、並びにいるんな事業をやっていく中で必要となる施設だとかが出た場合につきましては、その都度、過疎債の計画の変更をご提案させていただいておりますので、そのような場合につきましては、随時協議をさせていただきまして、計画を変更しながら、なるべく過疎債で拾えるような形でやっていきたいと考えております。

勝又委員

今の話ですが、変更がきくということになれば、あくまでも過疎債の要綱に則った部分での変更ですか。例えば後から追加という部分のものは。

企画財政G総括主査

そうです。

畠山委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

畠山委員長

無ければ、1番、2番を終わります。

それでは続いて、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、説明をお願いいたします。

総務課長

それでは3点目の、清里町特別職の公務員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この件につきましては、昭和36年に制定されました、スポーツ振興法がこの度全部改正されまして、スポーツ基本法が平成23年8月24日から施行されております。この法律の中で、従来の体育指導委員からスポーツ推進委員に名称が改正されたことにより、関係条文の改正を行う

ものでございます。改正内容につきましては、6ページの新旧対照表でご説明いたします。それでは第2条第1項の第9号中、及び別表第1中、職種区分欄の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」と改めます。附則につきましては、この条例の施行日及び適用を定めるものでございます。以上でございます。

畠山委員長

ただ今の条例の改正ですが、何かありませんか。

(「なし」との声あり)

畠山委員長

無ければ、次に移らせていただきます。札弦センター条例の廃止についてお願いします。

総務課長

それでは4点目の、札弦センター条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。札弦センターにつきましては、施設の老朽化に伴い、取り壊しが7月に完了してございますので、同条例を廃止するものでございます。附則は施行日を規定してございます。また、跡地に国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業によって建設する、地域資源活用交流促進施設につきましては、今後、建設の推移に合わせまして、新たな条例を提案させていただきたいと思っております。以上でございます。

畠山委員長

札弦センター条例の廃止について、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

畠山委員長

続いて です。地域資源活用交流促進施設(札弦センター)整備事業について、お願いします。

総務G主幹

それでは、地域資源活用交流促進施設(札弦センター)整備事業について、ご説明いたします。地域資源活用交流施設の建設工事につきましては、6月議会において補正をいただき、すでに工事に着手しているものでございます。今回につきましては、先の委員会でもお話をさせていただいておりますが、外構工事及び備品等の購入についてのご説明をさせていただきたいと思っております。資料といたしましては、7ページの図面と、予算関係についてが3ページの下から2段目の札弦地域資源活用交流促進施設整備事業の欄の2箇所をご覧くださいと思います。

まず7ページの図面をご覧ください。図面の札弦センターと消防施設の間に、縦に点線が入っている所でございますが、この線の場所において、札弦センターの工事区域と消防施設の工事区域の区分けを行っているところでございます。札弦センターの外構工事につきましては、駐車場の路盤整備及び舗装、排水設備、区画線引き、照明整備、フェンス設置等を行うものでございます。整備面積につきましては4,677平方メートルであり、舗装につきましては、施設正面と北側の駐車場部分で2,540平方メートルとなります。駐車枠につきましては、身障者用を含めまして62台分を現在予定しているところでございます。また、駐車場内の照明として6基設置するのと、敷地東側にフェンスを設置いたします。施設の裏側と保育所通りの駐車場の間につま

しては、生え芝による処理を行うものでございます。

次に予算に移りますが、整備に係る工事費といたしまして4,151万7千円を、今回計上させていただきます。なお、この予算につきましては、2月22日開催の委員会におきまして、外構工事の概算を全体で5千万円と提示させていただいたところでございます。今回の設計時に工事費等の精査を行いまして、消防分の外構費が650万円ぐらいありますが、これと合わせまして4,817万円と、何とか5千万円で収まる数値となっているところでございます。

次に物品の関係を口頭で説明させていただきます。物品の購入につきましては、消耗品として食器や調理器具、フロアマット、管理用の掃除用具といった関係の物、諸々の購入費といたしまして65万円。器具購入費といたしまして、ホール用の椅子、机、これらを乗せる台車、カーテン、その他諸々の備品関係、こちらを購入する経費といたしまして932万4千円。合計で997万4千円を計上するところでございます。それから、こちらに火災保険料という項目がございますが、火災保険料につきましては、施設の引渡しを受けてから火災保険料の更新時期であります5月までとなり、3月から5月までの火災保険料を10万円見込んでいるところでございます。

今回の補正につきましては、施設整備と管理に係る事業費として消耗品で65万円、火災保険料として10万円、外構工事費として4,151万7千円、器具購入費として932万4千円、全体で5,150万1千円を計上いたすところでございまして、財源につきましては、先ほど熊谷総括主査からご説明いたしましたが、町債が3,510万円、一般財源が1,640万1千円となっております。以上でございます。

畠山委員長

札弦センター整備事業について、質疑を受けたいと思いますが。

前中委員

参考までに、机と椅子の購入台数を教えてください。

総務G主幹

ホール用の机が38台、椅子が320台、和室用の机が12台といった形になってございます。

前中委員

わかりました。

畠山委員長

その他、ございませんか。

勝又委員

外構工事の関係の入り口なんですけど、四角く囲われていますが、入り口は2カ所で、その間にサインポールがあつたりしますが、この辺はどうなっているのか。

総務G主幹

こちらのサイン等があります場所につきましては、道路とこちらの駐車場との高さがちょっと

あるものですから、勾配の関係の調節がありまして、こちらの部分は芝を張るという形になります。前面の道路と駐車場の間のこの四角い部分は、傾斜の調整のための芝張りの部分という形になります。

勝又委員

消防の前のこの四角の部分も芝生なんですね。

総務G主幹

そうです。

勝又委員

もう1つ、このフェンスの部分なんですが、こちら側に民家がありますけども、民家の方にはずっとこのフェンスを回すのか。それと、トレセンの方は無いのか。

総務G主幹

民家の方につきましては、出入口がこちらの方に若干ありますので、民家の方にはフェンスは回しません。それから消防の方ですけども、消防の裏のサイレン塔の後ろの部分ですが、こちらについては、消防の訓練等で土のう積みをやったりすることで、土の部分を残してくださいということがありまして、そちらの方に出入りする部分もありますので、フェンスの設置は行わない予定です。

勝又委員

トレセンの方にはフェンスはしないということなんですけども、懸念されるのが、砂利協がありまして、頻繁にトラックが出入りするんで、かなり埃がたつので町民の苦情もあったりするんですよね。なんぼかでもフェンスが回るということであれば、こんなことも解消できるのかなと思ったりもしたんですけども。そこら辺はどう考えていますか。

総務課長

消防の南側の斜里砂利の砂利の運搬の道路でございますけども、ここについては、斜里砂利が一応舗装を行っておりますので、車が通ることによって地面からの砂埃は上がりませんが、いずれにしても、砂利を運んで通っているのが実態でございます。それで先ほど説明いたしましたように、消防の前については、真っすぐ保育所通りに出ると、それから一応予備の道路で、斜里砂利が通っている南側に出られる道路と、消防のサイレン塔の後ろについては、車は斜里砂利が通っている道路を使いまして、出入りして、ここで土のう積みとか、いろんな物品の搬入等を考えておりますので、いずれにしても、フェンスの設置は無理かと思います。どうしても、フェンスを設置した時は良いんですけども、年数が経ちますと、破損したり錆びたり壊れてきますので、この辺は設置しない予定をしております。

加藤委員

そのフェンスの関係ですが、垣根という手はないのか。緑地にする、高い木を植えてしまうと

駄目だけでも、その辺は検討されたのか、されていないのか。維持管理しなくても良いように見えるけども、結構壊れたりもするだろうし、そんなことを考えた時に、低い木あたりでしておいた方が良いのでは。その辺はどう考えているのか。

総務課長

いずれにしても、サイレン塔の後ろ側については、斜里砂利が通っている舗装道路に出る通路は必要と考えております。それで、垣根等についても、管理などが非常に大変ですので、できればここは斜里砂利の道路に接する所は、法面等は芝生で対応してまいりたいと考えております。

加藤委員

そっちはそれで良いのだけでも、住宅側のフェンスにする話で。

総務課長

東側だけフェンスにする予定です。

加藤委員

それならむしろ、木の方が良いのではないのか。

総務課長

東側の件でございますが、まず、斜里砂利側の町から貸与を受けている土地の所については、砂利が飛散してこないように、工事用のフェンスを設置しております。そして、その内側に雑木林になっていて、今度町の駐車場になりますので、いずれにしても、雑木林で草木が茂ってこないように、町としては東側にフェンスの設置を考えております。

田中委員

さっき、勝又委員も聞いていたんですけども、この入り口の、ちょうど正面の所に入りが2カ所あるわけなんですけども、パパスもこういう感じで、今になったら邪魔で、無い方が、入口が広い方が良いような気もするんですけども。その辺どうなのか。

総務課長

まず、札弦保育所通りですが、一般的に道路は6間幅ですけども、保育所通りは9間くらいの幅を有しているので、道路用地として使っていない土地が、ちょっと見づらいんですが、この図面でいきますと、右側の住宅用地の玄関先まで道路用地がきているんです。ですから、道路用地を、この事業は過疎債でやっておりますので、道路用地を駐車場には使えないんです。それと併せまして、道路と駐車場の方に勾配がありますので、この勾配を緑地帯で緩和しているのと、出入口でちょうど札弦センターの正面の囲っている部分には、電柱とか標識等が建っておりますし、それから、札弦の消防施設の前の右側にも電柱が建っていて、全部フラットに使うことができますので、このような設計をしているところでございます。

勝又委員

もう一回、後ろのフェンスのことなんだけど、今、斜里砂利の関係で柵がしてあるよね。このフェンスというのは、この間を離れてということになるのか。

総務課長

今、斜里砂利が設置しているフェンス、そしてまた、内側に雑木林がありますけども、その内側になりますから、斜里砂利のフェンスから西側と言いますか、そこに町はフェンスを設置いたします。

畠山委員長

いいですか。

(「はい」との声あり)

畠山委員長

無ければ、次に移ります。 定住促進団地整備事業について、説明をお願いします。

○総務課長

担当主査から説明させていただきます。

企画財政G主査

それでは、議案の方の8ページになりますが、図面の方を1枚付けさせてもらっております。定住団地の造成事業につきましては、6月補正でご承認いただきまして、現在実施設計ということで、設計関係の事務を進めているところでございます。その中で、設計段階での事務ということで区画、主に土木工事につきましては、区画を造成する歩道、それから雨水関係の排水等といった部分、それから区画ということの事業を進める部分での設計を進めているところでございます。この他に区画に対応しました上下水道の実施設計を進めておりまして、14区画ということでもあります。黒く網掛けのようになっている部分が今回、新しく造成します団地の部分に係ります、歩道の工事の箇所でございます。歩道幅につきましては2.5メートル。これからの歩道の設置のあり方といたしまして、道路面と歩道の内側の面、途中で縁石を挟む部分でございますが、フラットのタイプと。ですから、傾斜が途中その取り付け道路とかによっておきないという形のものになります。ですから、道路と車道と歩道との境界に縁石を設置しますが、道路と歩道内の部分の高低差ができないものという形で、例えば車椅子や手押し車等の方でも、起伏が通行の往来に支障が出ないという形で、当町におきまして、そういったものを導入するという形で、定住促進団地につきましても、歩道はフラットで持っていくという形で現在設計を進めているところでございます。それから、実際の工事の関係でございますが、この後、9月末には14区画の最終的なそれぞれの面積関係、緑地等も含めました測量委託の発注をかけさせていただくところでございます。入札になりますけれども、そういった形になります。また、実施設計は9月中旬に工期が終了しますので、その後、それに基づきまして工事の設計関係を入れていくという形でございます。歩道、緑地帯の部分、LEDによります街灯関係ということで、これからのまちづくりの部分の整備関係につきまして、予算の範囲内で計上していくということで、入札につきましては10月を予定しておりまして、道路、いわゆる歩道の区画整備工事及び上下水道の管路の工事という形で進めていきまして、来年の2月までには、全部工事的なものは完了すると考えて

おります。

次にですけれども、そういった工事的な流れがございまして、事業費が決まるのは10月の入札後ということになりますけれども、その段階で前回までにもお話が出ていますけれども、分譲区画の大まかな考え方でとか、総事業費の総計が出揃いますので、そういったものにつきましては、この後の委員会でご協議をさせていただきたいと思っているところでございます。また、14区画分譲しますというPR部分につきましては、年末ぐらいから、町のホームページですとかいろいろな手段を通じて、まずは一段階目の周知をさせてもらいたいと思っております。その後につきましては、どのように販売していくのかという、皆様のご指摘がございましたので、いろんな移住定住の支援事業の関係につきましては、24年度の予算措置となると思います。3月議会等で決定いただいた後に、実施という形になりますが、まずは14区画売りますよという周知につきまして、年末ぐらいから情報提供をしていきたいと。それから相談にものっていききたいと思っているところでございます。

それから7月22日、前々回の委員会の時にご質問いただきました関係、2点ほどございましたが、今、1点申し上げました周知と、予算関係を含めたスケジュールのことでございますが、24年度の予算の議決に伴って進めていかなければならないものについては、先ほど来から申し上げておりますが、3月の定例会で予算の関係を皆様にご審議いただくとお思います。その関係が確定した段階から進めていくということが1点。それよりも先に周知関係はできるのでは、というご指摘がございました。その部分は先ほど来から申し上げておりますが、年末ぐらい、もしくは10月の入札が決まりまして、ある程度確定したものが出揃った段階から進めていきたいと。これは大々的な広告とかではなくて、できる範囲内で予算とかがあまり伴わないような形で、関係機関、移住定住関係の国内の加盟団体等を通じての周知等をさせていただきたいという考えでいるところでございます。

もう1点、7月22日の質疑の中で、最終的にはどうなるか分かりませんが、約180の後半から190坪ぐらいになるかと思っております。今までの分譲した中では大きい部類だと。その中で、二世帯住宅の関係で、親子が分かれて建てる場合、1区画の中に2棟建てるような可能性についての対応はどうでしょうかというお話がございました。いろいろと全国の物件関係も確認させていただいた結果、最終的には1区画に2棟までは認めていって良いのではないかとこの部分まで進んでいるところでございます。ただ、親子関係までが良いのか、兄弟はどうなのかとか、いろんな部分がございます。また、物件、権利関係が生じることもありますので、今後、この要件につきましては、また改めてご提示させていただきたいと思っておりますが、まずはいろんなプランが190坪あれば考えられるということでございます。全国的な例もございますので、2棟までは、例えば母屋と離れがあっても良いのではないかとこの部分につきましては、対応をさせていただきたいという考えであります。また、その関係についての給排水の技術的な問題については、クリアをしていると。ですから、今の区画のパッケージの中で、後はレイアウトを含めて、それぞれ個人の分で対応していただけるような形で進めたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っているところでございます。

また、最後になりますが、こういった分譲地の販売の部分で何かないのかということが、当初から出ているところでございますけれども、前々回まで、道内の支援制度の関係の資料は提示させていただいておりました。定住団地に限らないで全町的な、いわゆる住宅を建てていただいて、人口を増やすというテーマを持ってございます。その部分を含めまして、いろいろと資料を提示

させていただいております、その辺の整理につきましては、もう少しお時間をいただきながら、段階を追って皆様にご提示をしていきたいと思っております、今のところ全町的なテーマということで、もう少し定住団地プラス他の町に住宅を建てて住んでもらう、もしくは住宅をどこかで購入して清里町に住んでもらうという方につきましても、ある程度のターゲットを置いた事業にしていってはいかがかなと、現在精査しているところでございますので、現在までの状況をお伝えしていきたいと思っております。説明は以上でございます。

畠山委員長

ただ今、定住促進団地整備事業のご説明がございました。委員の方、何かございませんでしょうか。

加藤委員

今、歩道の整備をされるということで、それぞれの分譲地の出入口については、どういうふうにするのか。区画の入口の位置なんかは全て決まっているのか。それは関係無しに、歩道はピシッとやってしまって、後は入居者が出入口の申請をしてやっていくようにするのか。その辺はどう考えているのか。

総務課長

出入口の関係でありますけども、まず、それぞれ1カ所の出入口の設定を予定してございます。この図面の1から8については、原則的に出入口は正面と言いますか、中通りに面した所です。それから9番から14番については、それぞれ右側、左側に予定しているところでございます。

加藤委員

今、出入口1カ所と。今の場合、当然車の出入口もある、玄関の入口もある、一緒でも良い場合もある、ということがあるので、1カ所にするのであれば、車と他の環境が十分になるような。区画も広いわけですから、その辺の検討もきちっとする。上下水道を引く環境や位置等にもよるかと思えますけども、その辺を合わせてきちっと整備されたいと思います。

前中委員

ちょっと関連質疑になるんですけども、フラットな部分に関する事で、デザイン性を考慮したテラコッタ、あるいはインターロッキングと言うんですか、そういう形状もデザイン性を考慮するのであれば、一つの案として考えられると思うんですが、それは考えないで検討するのか。

それともう1点、緑地帯がありますけども、この緑地帯の活用方法は、その定住団地を求めた所有者が管理する方向でいくのか。それとも町で管理、あるいは活用するのか。その2点について、どちらの方向性を見出して運用するのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

総務課長

歩道の部分については、インターロッキングではなくて普通のアスファルトです。

それから、緑地帯につきましては、9番から14番については南側に近づくと、どうしても家の影になるということで、緑地帯を設置するわけでございますけども、原則的に町有地ですので、

町が管理していきますけども、今後、入居者等で自主的にやってくれる方がいれば、お願いをしていきたいと思っておりますけども、基本的には町有地ということで、ご理解いただきたいと思っております。

前中委員

仮定の話なんですけども、緑地帯の活用の中で、例えばビニールハウスを作ってそういう活用したいとかという話が出てきた時には、町としてはどういう対応をするのか。

総務課長

今後の問題ですけども、公営住宅等についても、空き地を近くの方に有料で貸している例もありますので、それらも含めまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

前中委員

やはりきちっとした管理体制を取っていただかないと、荒地になるだとか、草が生えたりとか、景観的に良くない部分があると困るので、その辺、条例なりを定めた中でやって欲しい。

それともう1点、先ほどのフラットの部分なんですけども、所有者が設計段階になった時に、例えば北玄関、南玄関ということで、建物の設計上結構左右される部分が出てくると思います。取付道路の位置によって。その辺を考慮した中で、フラットな部分を実施設計の中で歩道の位置を考えたのか。例えば北に取付道路と言うか、そのフラットな部分を設けると、北玄関という設計になりますよね。個々によって、その区画割で設計が北玄関になる。あるいは東玄関、そういう形になると思うので、その辺も考えた中でフラットな部分をレイアウトしたのかどうか。その辺も併せてお聞かせ願いたいと思っております。

総務課長

この図面で、9番から14番につきましては出入口は右側、9番でしたら左側、10番でしたら右側ということで、北玄関にはならないような気がします。それで出入口は左右に設置しております。

前中委員

北玄関と言うか、要するに西北西、西向きの玄関になるので。その辺を考慮して、たぶん設計の段階での話になると思っておりますけども。

田中委員

取付道路の件ですが、9番から14番までは決まっているから良い訳ですけども、この団地ではなくて他の町道の部分でも取付道路の関係で、車庫の前に取付けが付いていてどうだとかって話も良く聞くので、その取付道路の部分をきちっと始めから決めて付けておいた方が、本人の希望で車庫の前に付けたとかになると、最終的にいろいろと問題が出てきたら。取付道路も最初から決めておけば、それに合わせた住宅を建てるだろうし、そういうことで、あまり不公平にならないように、後でゴタゴタにならないような方法でお願いしたいと思っております。

○総務課長

はい。

畠山委員長

あと、他にございませんか。

澤田委員

管理用地というのが北側にあるけども、これは空き地なのか。どういうものなのか。

総務課長

この管理用地につきましては、ちょうどこの北側に農家の畑があって、町の管理する明渠等が入っております。それと、管理用地のちょうど東側が新町の林産工業から来る道路に隣接しておりますので、いずれにしても砂利で草が生えない形で、その明渠の管理もありますので、管理してまいりたいと思います。

澤田委員

そこは一般の人も普段通れるのか。

総務課長

ただ砂利道ですので、一般の方は。

澤田委員

入口があれば入ってくると思うんだけども。

総務課長

入ってきて出るのに不便だと思いますので。それに砂利道ですから。どちらかと言ったら、この近くの方がここに雪を押ししたりするような使い道になろうかと思います。

勝又委員

若干整地して、道路よりは高くなる形で分譲していくと思うんだけども、その緑地帯については、従来からある住宅がかなり端の方になるにしたがって、だんだん土盛りして高い家になって、おそらくこの緑地帯は、それらの日陰対策も含めてのものでないかなと思いますけども。問題は、この前側の9から14番の部分で、ここにさらに土盛りをされて高い家が建つとなると、1から8の家に影響を及ぼすような部分が出てくると思うんですね。土地を買った地主もやることは自由なのかも知れませんが、なかなかそこら辺は、そういうような影響もあると。そのまま何もしなければ今の既存のような形の中で、人より日に当たるようにと、高い家が建つ傾向になってしまっちはちょっと問題があるのかなと思う。そこら辺についても、慎重に進めてもらいたいと思いますけども、その辺どうでしょうか。

総務課長

今回、売買するにあたりまして、例えば住宅だったら2階建で何メートル以下にしてください、

土盛りについては、現状の高さから30センチ以内にするとか、そういった規制をした中で売買をしてまいりたいと考えております。

島山委員長

他、ございませんか。

(「なし」との声あり)

島山委員長

無ければ、総務課全体で何かございませんか。

(「なし」との声あり)

島山委員長

無ければ、終わらせていただきます。ご苦労様でした。

島山委員長

生涯教育課、平成23年度一般会計補正予算(生涯教育課所管部)について、説明をお願いいたします。

社会教育G総括主査

議案9ページから10ページになります。札弦トレーニングセンター駐車場整備について説明させていただきます。札弦トレーニングセンターの駐車場につきましては、昭和54年に札弦トレセンを建設して以来、30年以上に渡りまして使用してまいりました。舗装にかなりの亀裂が入り、そこが広がって、そこから一部草が生えているというような状態です。また舗装が著しく劣化していて、駐車や除雪管理などに支障をきたしているところがございます。そこで今回、札弦センターの外構工事に合わせまして、車両や機材等の運搬コストダウンを図りながら、札弦トレーニングセンターの駐車場、628平方メートルの整備をするものでございます。工法につきましては傷みがかなり激しいことから、打換え工法をさせていただきたいと思っております。既存の舗装、縁石を撤去させていただいて、新たに表面を含めた8センチのアスファルト舗装をするものであります。工事費につきましては350万円を計上するものでございます。以上です。

島山委員長

札弦トレーニングセンターの駐車場の改修工事の説明でございましたが、委員の方、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

島山委員長

無ければ、終わらせていただきますけども、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

島山委員長

どうも、ご苦労様でした。

島山委員長

それでは始めさせていただきます。消防清里分署、平成23年度消防費補正予算について、説

明お願いいたします。

消防清里分署長

平成23年度消防費に係ります補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、消防本部への負担金及び札弦消防施設建設工事に伴います、関係予算につきまして補正をさせていただくものでございます。資料に基づいて説明させていただきますので、11ページをお開き願います。まず、消防本部負担金の補正ですけれども、これは清里町からの消防本部に対する負担金でございまして、補正額が205万2千円を今回補正するものでございます。内容につきましては、消防団員等公務災害補償等組合負担金。これは北海道市町村総合事務組合に支払う負担金でございまして、この引き上げ改正がなされたことによりまして、追加負担金を補正するものでございます。この改正の理由でございますが、本年3月に発生しました東日本大震災で数多くの消防団員が公務中に死亡または行方不明になり、公務災害補償のための財源措置がこれに伴って必要になったということで、推定ですけれども、殉職消防団員が2百数十名ほどにおそくなるのではないかと予想がされております。補償額については1人当たり約2,500万で、この財源ということで、財源不足額としては54億という高額な財源措置が必要になりまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部改正が行われまして、現在、団員1人当たり、これは定数団員で負担するものでございますけれども、うちの定数が90名でございます。団員割1人当たり1,900円が、今回の改正で24,700円に増額されましたので、差額分として22,800円×定数90名の所要額として205万2千円を補正させていただくものでございます。補正後の歳入合計額につきましては、1,622万4千円となります。この負担金の引き上げにつきましては、今年度限りの措置でございまして、各市町村の追加負担額については、特別交付税によって財源措置が講じられることになってございます。ちなみに、3町の内訳でございますけれども、斜里町が定数145名で330万6千円となります。小清水につきましては、うちと定数が同様でございますので、同じく205万2千円。合わせて組合全体として741万の追加負担額となる見込みです。以上が本部負担金の補正の内容でございます。

次に、分署費負担金の補正についてご説明いたします。まず歳入でございますが、これは町からの負担金でございまして、消防施設費負担金として3,374万7千円を今回補正いたします。補正後の歳入の合計額が3,534万7千円となります。次に歳出でございますが、消防施設費の補正ですが、役務費として、札弦消防施設の建設工事に伴います確認申請手数料4万7千円の予算を計上しております。続いて工事請負費でございますが、札弦消防施設の建設工事請負費としまして2,190万円、サイレン塔移設工事請負費として270万円、既存施設解体工事費といたしまして260万円、外構工事として650万円、合わせまして3,370万円の予算を今回計上させていただきます。歳出の合計で3,374万7千円の補正で、補正後の合計で3,534万7千円となります。1番最後のページの12ページに消防施設の建設工事の平面図を添付してございますので、そちらをご覧くださいと思います。施設の構造は鉄骨平屋建て、車庫及び団員控室を備えた施設でございまして、床面積で112.5平方メートル、約34坪ほどの建物を建設してまいります。なお、建設場所につきましては、総務課から先にお話があったかと思いますが、7ページに札弦センターの外構工事に配置図が載ってございますが、そこに消防施設も記載されておりました。札弦センターの南側に消防施設を建設してまいりたい。また、サイレン

塔につきましては、消防施設の東側に今のサイレン塔を移設してまいります。施設の建設については、第2分団の幹部の方々とも何回か十分に協議を重ねて、今回の建設になってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、簡単でございますが、消防費の補正の説明を終わります。

畠山委員長

平成23年度の消防費補正予算について説明をいただきました。何か、質疑がありましたら受けたいと思います。

(「なし」との声あり)

畠山委員長

よろしいですか。

(「はい」との声あり)

畠山委員長

どうもご苦労様でした。

畠山委員長

2番目、次回の委員会の開催についてお願いします。

事務局長

現在のところ、日程的には未定でございますが、本常任委員会につきましては、毎月開催というお話もございますので、10月の中旬に。先ほど総務課からもございましたが、定住団地等の話もありますし、もし無ければ所管事務調査だけでも行いたいと思いますので、10月の中旬ぐらいに委員長と相談しながら決定していきたいと思います。

畠山委員長

それでは次回の委員会について、まだ日程は煮詰めていませんけども、10月の中旬でございます。

それでは、その他。事務局ございませんか。

事務局長

ありません。

畠山委員長

委員の方でその他、ありませんか。

(「なし」との声あり)

閉会の宣告

畠山委員長

無ければこれで、第5回総務文教常任委員会を終らせていただきます。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時23分)